

社会保障審議会児童部会社会的養育専門委員会 市町村・都道府県における子ども家庭相談支援体制 の強化等に向けたワーキンググループ（第2回）	参考資料3
平成30年10月15日	
社会保障審議会児童部会社会的養育専門委員会 市町村・都道府県における子ども家庭相談支援体制 の強化等に向けたワーキンググループ（第1回）	資料1
平成30年9月12日	

市町村・都道府県における子ども家庭相談支援体制の強化等に向けた ワーキンググループの設置について

1 設置の趣旨

平成28年の児童福祉法等の一部を改正する法律（平成28年法律第63号。以下「平成28年改正法」という。）附則第2条第3項において、政府は、この法律の施行後2年以内に、児童相談所の業務の在り方、要保護児童の通告の在り方、児童及び妊産婦の福祉に関する業務に従事する者の資質の向上を図るための方策について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとするとしている。

また、平成28年改正法において、市町村と都道府県の役割と責務を明確化するとともに、市町村及び児童相談所の体制・専門性強化を図ったところ。

これらを受け、今後の児童相談所の業務の在り方等を含めた市町村・都道府県における子ども家庭相談支援体制の強化等に向けた検討を行うため、「社会的養育専門委員会」（以下「本委員会」という。）の下にワーキンググループを設置する。

2 構成等

- (1) 構成員は、本委員会の委員から委員長が指名する。
- (2) ワーキンググループには座長を置く。
- (3) ワーキンググループには座長代理を置く。座長代理は、座長の指名とする。
- (4) ワーキンググループは、座長が必要があると認めるときは、関係者の参加を求めることができる。
- (5) ワーキンググループの庶務は、厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課において処理する。

3 主な検討事項

- (1) 市町村・都道府県における子ども家庭相談支援体制の強化について
 - ・ 支援と介入の機能分化の在り方等の児童相談所の業務の在り方
 - ・ 要保護児童の通告の在り方
 - ・ 児童及び妊産婦の福祉に関する業務に従事する者の資質の向上を図るための方策
- (2) その他

4 その他

会議は、原則公開とする。

市町村・都道府県における子ども家庭相談支援体制の強化等に向けた
ワーキンググループ構成員

(五十音順・敬称略)

委員名	所 属
相澤 仁	大分大学福祉健康科学部 教授
安部 計彦	西南学院大学人間科学部社会福祉学科 教授
井上 登生	医療法人井上小児科医院 院長
江口 晋	大阪府中央子ども家庭センター 所長
奥山 眞紀子	国立研究開発法人国立成育医療研究センター こころの診療部長
熊川 利幸	浦安市健康こども部 こども家庭支援センター所長
清水 義弘	山口県健康福祉部こども・子育て応援局 こども家庭課長
浜田 真樹	浜田・木村法律事務所 弁護士
藤林 武史	福岡市こども総合相談センター 所長
増田 喜一	伊奈町 子育て支援課長
○ 松本 伊智朗	北海道大学大学院教育学研究院 教授
宮島 清	日本社会事業大学専門職大学院 教授
◎ 山縣 文治	関西大学人間健康学部人間健康学科 教授

◎座長 ○座長代理